

市会議第 3 1 号

地域が現状に即し運用することができる民泊運営ルールの法制化を求める意見書の
提出について

地域が現状に即し運用することができる民泊運営ルールの法制化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日 提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 4 8 名
自民党市議団，公明党市議団，
民進党市議団，日本維新の会市議団，
京都党市議団，無所属^(大)，
無所属^(豊田)，無所属^(やまづ)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣，国土交通大臣，
内閣府特命担当大臣（規制改革） 宛て

京 都 市 会 議 長 名

地域が現状に即し運用することができる民泊運営ルールの法制化を求める意見書

平成 2 9 年 3 月 1 0 日に、「住宅宿泊事業法案」，いわゆる民泊新法案が閣議決定された。これは，平成 2 8 年 6 月の京都市会の意見書における要求事項が一定程度反映されたものである。現在開会中の通常国会で議論が始まる。

2 0 2 0 年の東京五輪等，国家的な行事が続く中，それらを目的に訪日する外国人観光客数の増大は必至である。

我が国に興味を持って訪れた方に，帰国後に我が国の良さを広めてもらうことは非常に貴重なことである。したがって，今後も多くの観光客を受け入れ，そのための宿泊施設を充実させることが，一層必要であると考えます。

京都市では，平成 2 7 年に約 5，6 8 4 万人の観光客が訪れ，また，宿泊客も増加し，平成 2 7 年の平均客室稼働率は，市内の主要なホテルが 8 8．9 パーセント，旅館が 7 0．1 パーセントであり，宿泊施設不足が深刻な問題となっている。

それに伴い，多様な宿泊ニーズに対応するために民泊が増加し，地域と良好な関係で営業するものやホームステイ型により国際交流が深まっている事例がある一方，地域とトラブルを起こす業者が後を絶たず，市民から騒音やゴミの苦情，火災に対する不安の声等が多く寄せられるようになった。訪日観光客を快く受け入れるためには，地域で生活する者の普段の生活環境が守られていることが大前提である。

よって国におかれては，法制化に当たり，下記のとおり取り組まれるよう，強く要望する。

記

- 1 民泊を旅館・ホテルに準じた宿泊施設として位置付け，民泊新法案に盛り込まれている，

経営者を特定することができる状況や防火・防災・防犯などの明確なルール，違反した経営者への厳罰化，これらのルールの厳守など，不誠実な経営を抑止する策を徹底させること。

- 2 住民の生活環境を守るため，地域の実情の詳細を把握している自治体が，地域の実情に即した形で運用することができるよう，慎重かつ丁寧な議論を重ねて策定すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。